

---

# 加入金の会計的性格

会 田 富士朗

---

## 1. はじめに

現在全国の水道普及率は9割を越えている。そして、その水道事業はほとんどが地方自治体によって運営されている。それは日本において近代的水道事業が行なわれて以来一貫している。それにはいくつかの理由が考えられるであろう。もちろん、水が人間にとて必要欠くべからざるものであるのは言うまでもない事であるが、それ以外にもその建設にあたって、初期投資に多額の資金が必要であり、又、その事業の性質上、地域的な独占事業にならざるを得ないという側面があるからである。そのような事情のもとにおいて、各地方自治体は、毎年増大する水需要に対応すべく建設・改良を行なってきている。

ところで、この水道事業経営は各地方自治体によって遂行されているのであるが、その経営は地方公営企業体において行なわれている。そこにおいては独立採算制がとられ、会計方式も地方自治体において行なわれている経理方式とは異なり、企業会計方式が取り入れられている。もちろん水道事業が純粋に営利を目的として営まれている訳ではないので、営利企業において行なわれている企業会計方式がそのまま取り入れられている訳ではない。しかし、地方公営企業が独立採算制を導入する事により、公営企業経営を能率的・合理的に遂行するために企業会計方式が一部取り入れられる必然性が生ずるのである。

地方公営企業という形態で行なわれる水道事業の主要な収益は使用料収入である。独立採算制が適用される以上、この使用料収入によって水道事業財政は運営される必要がある。その使用料収入の不足を補うかたちで導入され、その後全国的に定着してきたものとして加入金制度がある。この加入金は、分担金、負担金、分岐料、分岐手数料、協力費、給水申込納付金、新設給水費、加算金、雑収益、工事請負金、加入者寄付金、基本工事費などいろいろな呼ばれ方をしている<sup>(1)</sup>。この名称からも窺い知ることができるよう、この加入金に関しての理解もさまざまである。それゆえ、この加入金の会計処理にあたっても、その処理方法は統一されていないのが現状である。この小論においては、この加入金の会計的性格に関して、醍醐教授の加入金＝前受収益説を検討することにより、その性格を明らかにしようとするものである<sup>(2)</sup>。そこで、まずはごく簡単に水道事業会計を概観することとしよう。

## 2. 水道事業会計の概要

現在地方公益企業体において行なわれている水道事業であるが、その事業経営のあり方を規定するものとしては、地方公営企業法、水道法、地方自治法、地方財政法などがあげられるであろう。

まず地方自治法によれば「普通地方公共団体は、その公共事業及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する」(第2条第2項)と規定しており、同条第3項において「上水道その他の給水事業、下水道事業、(中略)を経営すること」としている。これにより地方自治体の水道事業経営が明示されている。さらにその経理に関しては、地方財政法により「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む)をもってこれに充てなければならない」(第6条)と規定しており、公営企業における独立採算制が示されている。

地方公営企業会計においては、その収支は大きく2つの収支に分類される。すなわち、

(1)収益的収入及び支出

(2)資本的収入及び支出

の分類がそれである。その項目の概要を示せば以下の通りである。

### 平成7年度K市水道事業会計予算実施計画

#### 収益的収入及び支出

##### 収入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 水道事業収益			5,962,059	
	1. 営業収益		5,881,647	
	1. 給水収益		5,632,215	水道料金の収入
	2. その他の営業収益		249,432	諸手数料等の収入
	2. 営業外収益		80,402	
	1. 受取利息及び配当金		75,000	預金利息の収入
	2. 消費税還付金		4,020	
	3. 雜収益		1,382	事業用財産の目的外使用料等の収入
	3. 特別利益		10	
	1. 過年度損益修正額		10	

##### 支出

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 水道事業費用			5,915,000	
	1. 営業費用		5,153,454	
	1. 原水及び浄水費		3,062,458	原水の取水、浄水及び受水に要する費用
	2. 配水及び給水費		516,574	配水及び給水に要する費用
	3. 業務費		374,861	業務の運営に要する費用
	4. 総係費		292,235	事業活動の全般に関連する費用

款	項	目	予定額(千円)	備考
		5. 減価償却費	864,765	固定資産の減価償却費
		6. 資産減耗費	42,561	固定資産除去費及び棚卸資産減耗費
	2. 営業外費用		733,001	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	703,799	企業債利息
		2. 繰延勘定償却	29,192	開発費償却
		4. 雜支出	10	上記以外の営業外費用
	3. 特別損失		12,924	
		1. 過年度損益修正損	12,924	
	4. 予備費		15,621	
		1. 予備費	15,621	

## 資本的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 資本的収入			1,725,361	
	1. 企業債		1,230,000	
		1. 企業債	1,230,000	第四次拡張事業債、配水管改良事業債
	2. 営業外収益		102,000	
		1. 工事寄附負担金	102,000	配水管布設工事に伴う工事寄附負担金
	3. 特別利益		377,481	
		1. 給水申込納付金	377,481	給水装置新規設置等に伴う給水申込納付金
	4. 他会計負担金		15,870	
		1. 他会計負担金	15,870	一般会計(消防)からの消火栓新規設置負担金
	5. その他の資本的収入		10	
		1. その他の資本的収入	10	上記以外の資本的収入

支出

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 資本的支出			3,310,000	
	1. 建設改良費		2,942,869	
		1. 建設費	1,285,800	第四次拡張事業に要する支出
		2. 改良費	1,596,000	配水管改良事業等に要する支出
		3. 固定資産購入費	61,069	新規設置量水器、車両取得等に要する支出
	2. 企業債償還金		361,601	
		1. 企業債償還金	361,601	企業債の償還金
	3. 開発費		3,090	
		1. 開発費	3,090	将来の事業運営等に要する支出
	4. 予備費		2,440	
		1. 予備費	2,440	

以上の項目から分かるように、この収益的収入及び支出に計上されているものは、日常の事業経営を行なっていくうえで通常発生するところの収入と支出である。すなわち、この収益的収入及び支出において、水道事業経営の主たる収入である水道料金収入と、水道サービスを行なうための主

たる費用である取水、浄水、給配水の費用、そして一般管理費、減価償却費、支払利息などの支出が計上されている。また、資本的収入及び支出においては、給配水施設の建設・改良、配水管の布設、改良などに要する収入と支出が計上されていることになる<sup>(3)</sup>。

地方公益企業会計の場合、この収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の他に当該事業会計決算書（本稿の場合には水道事業会計決算書）が作成される。すなわち、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出は予算として作成されるのであるが、それらとは完全に分かれて損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表などの会計計算書が作成されるのである。それら会計計算書と予算書（収益的収支と資本的収支）とは、なんら有機的結合関係は存在しないのである。もちろん、会計決算書は（収益的収支と資本的収支の）予算決算書から導れて作成されるのであるが、単に予算決算書から該当する項目を抜き出してきて会計決算書は作成されるにすぎない。このような有機的関連性の欠如は、単に会計決算書と予算決算書との間ばかりではない。収益的収支と資本的収支との間にもそのような関係は存在するのである。醍醐教授が指摘するごとく、「ある収入を資本的収入に計上するか収益的収入に計上するかは必ずしも二者択一ではなく、資本的収入に計上された収入の全部または一部が当期または次期以降の収益的収入にも計上されるというケースもある」<sup>(4)</sup>として固定資産売却の例をあげている。地方公益企業会計においては、そこに見られるように、損益ベースの計算と資金ベースの計算が未整理のまま二重の基準として存在していることになるのである。このように地方公営企業会計の計算体系は、現在のところ、統一的な計算体系ではなく不完全なまま行なわれていると言わざるを得ないであろう。

### 3. 加入金の算定方法

加入金の徵収が行なわれたのは、昭和24年に大阪府の大東市において新設工事負担金の名称で、給水装置の新設、大規模団地・宅地の造成の際に道路復旧費にあてるために徵収されたのが始まりのようである<sup>(5)</sup>。その後この加入金制度は何ら制度的検討がなされないまま全国の地方自治体に普及し約8割の自治体が加入金を徵収している。このような加入金制度に対して、(社)日本水道協会は、昭和52年に事務常設調査委員会報告の形で検討を行なっている。調査委員会報告によれば、加入金の目的は、

- (1)新旧需要者間の負担の公平
- (2)原因者の適正負担
- (3)大口需要者等特定需要者の利益還元
- (4)水道需要の抑制

をあげている<sup>(6)</sup>。これらの点に関しては、加入金の徵収は国民皆水道のなかの地域モンロー主義である、実際の負担は公平か、不安定財源であるといった批判がなされている<sup>(7)</sup>。それゆえ、加入金制度は廃止すべきであるという意見も見うけられる<sup>(8)</sup>。

さて、加入金の算定に関して調査委員会報告においては、その対象経費を、新規の水源開発及び拡張施設関連経費から、水道料金との重複経費及び工事負担金、国庫補助金等特定収入の対応経費

を除いた額としている<sup>(9)</sup>。なお、上記の工事負担金とは、大規模な宅地開発の場合などに開発業者から徴収するものを指し、加入金の別称としてのものではないので注意する必要がある。加入金は通常、需要者が水道を新設したり、口径を変更した場合に支払うものである。それゆえ、新規の水源開発費・施設拡張費が基礎とされている。

調査委員会報告によれば、加入金対象経費は以下のように計算される。

加入金対象経費 =

$$\left( \text{新規水源開発及び拡張事業費} \times \frac{\text{新需要者による増加給水量}}{\text{増加給水量}} \right) - \left( \text{既需要者が負担する新規水源開発及び拡張事業費} \times \frac{\text{新需要者による増加給水量}}{\text{増加給水量}} \right)$$

計算例

前提事項

①拡張事業計画期間 5ヶ年間

②給水人口 現在 200,000人（1人1日300ℓ）拡張後 300,000人（1人1日400ℓ）差引増加 100,000人（1人1日100ℓ）

③給水能力 現在60,000m<sup>3</sup>/日 拡張後120,000m<sup>3</sup>/日 差引増加 60,000m<sup>3</sup>/日

④メータ設置個数 現在 50,000個 拡張後 75,000個 差引増加 25,000個

⑤加入金対象基礎経費 新規水源開発及び拡張事業費 50億円

以上の数値例から加入金対象経費は次のように計算される。

加入金対象経費 =

$$\left( 5,000,000\text{千円} \times \frac{40,000\text{m}^3}{60,000\text{m}^3} \right) - \left( \left( 5,000,000\text{千円} \times \frac{20,000\text{m}^3}{60,000\text{m}^3} \right) \times \frac{40,000\text{m}^3}{80,000\text{m}^3} \right) = 2,500,000\text{千円}$$

給水量の図示

拡張事業による増加給水量 60,000m <sup>3</sup> /日	新需要者による増加給水量 40,000m <sup>3</sup> /日
	既需要者の増加給水量 20,000m <sup>3</sup> /日
	既施設による給水量 60,000m <sup>3</sup> /日

対象経費の図示

新規水源開発及び拡張事業費 5,000,000千円	新需要者が負担する経費 3,333,333千円	既需要者が負担する経費 1,666,667千円	加入金対象経費 2,500,000千円
			料金対象経費

このように計算された加入金対象経費は、メータ口径の流量比を基準にして配賦されることとなる<sup>(10)</sup>。

さて、以上のように算定された加入金の会計上の処理に関して調査委員会報告は次のように報告している。すなわち、加入金の収入科目は、加入金の対象経費及びその使途等を考慮し区分するものとし、例えば、対象経費及びその使途が収益的支出の場合には、収益的収入とし、資本的支出の場合には資本的収入として処理するとしている<sup>(11)</sup>。この報告に見られるようにこの加入金に関しての会計上の処理については、それを収益的収入とする場合と、資本的収入とする場合が存在する。

そしてさらには、両者に計上する場合もみられる。同一の会計事実に対して、一方ではそれを収益的収入として計上したり、他方では資本的収入に計上したりと現実の会計処理に混乱が見られる理由として、加入金の性格が曖昧なことがあげられるであろう。実際には、その判断は各地方自治体に委ねられている。そこにおいては、収益的収入に計上している場合が過半数である。収益的収入に計上されている場合が多い理由として、水道事業経営が赤字を計上した場合、収益的収支と資本的収支によってその意味合いが異なるところにそれを求めることができるであろう。すなわち、収益的収支とは通常の事業活動を行なっていくうえで発生する収入・支出を意味し、その赤字は通常の事業経営の赤字を意味し水道料金の値上げ、経営合理化と結びつきやすいものとなる。それに対して資本的収支は、水道需要の増大に対応するための新規水源開発、施設設備の拡張に対する収入・支出を意味し、その赤字は、直接的には料金値上げなどには結びつきにくく、あくまでも資金計画上のものとして、すなわち財源をどこに求めるのかという問題として考えられるからである。それゆえ、水道事業経営上、安定的な経営を志向するならば、加入金収入は収益的収入に計上されることとなるであろう。ただ実際には、資本的収入に計上している地方自治体も4割存在している。同じ目的で徴収される加入金が各地方自治体によってまちまちであるのは問題があるであろう。次節においては、この加入金の会計的性格を検討することとしよう。

#### 4. 加入金の会計的性格

加入金に関しては、その収入科目を収益的収入に計上している場合と、資本的収入に計上している場合の両者が存在していた。収益的収入に計上している場合には加入金収入を収益と見做して処理を行ない、資本的収入に計上している場合にはそれを資本剰余金と見做している訳である。それでは、どちらの処理が妥当な会計処理なのであるか。ここでは、加入金の処理に関して積極的な提言をされている醍醐教授の所説を跡付けながら、その会計的性格を検討することとしよう。

##### (1) 加入金＝資本剰余金説の検討

加入金を資本剰余金とする会計処理の根拠として考えられるのは、次のようなものである<sup>(12)</sup>。

- ①実体資本維持のため
- ②加入金を利用者の資本拠出と解釈したため
- ③資本的支出に充てる負担金等は資本性を有するため

さて、醍醐教授は、これらの根拠を以下のように批判している<sup>(13)</sup>。

第1の加入金を利用者の拠出資本と解釈する立場に対しては、その加入金の徴収目的に照らしてその非論理性を明らかにしている。すなわち、加入金の徴収目的として、各自治体は、新旧需要者の負担の公平化、料金高額化の抑制をあげている。その具体例として、大阪市水道局の水道事業年報における記事を引用している。

「給水需要の増大に対応する施設の拡張が資本費を増加させ、事業財政を圧迫する要因となっている。この施設拡張に要する経費のすべてを料金に賦課し、使用者に一律に負担を求めるることは、料金の著しい高額化を招くだけでなく、施設の拡張を必要とさせた直接の原因者、すなわち、新

規利用者と従来からの使用者との間の負担の公平を欠くことになる。分担金制度は料金の著しい高額化を回避し、新旧使用者間の負担の公平を図るため、施設拡張経費の一部を新規使用者から一時金として徴収するものである。」<sup>(14)</sup>

そして、このような目的によって聴取される加入金は、収益的収入としている自治体と何ら徴収目的が異なるとして、この加入金が料金を補完する対価の一部であることは否めないとして、その拠出資本説を否定している。醍醐教授は、このように加入金が料金を補完する対価の一部である故をもって拠出資本説を裏づけられないとしているのである。さらに次のような理由も考えられるであろう。

一般に、資本剰余金は、資本取引の相違により

- ①資本払込取引に基づく払込剰余金
- ②資本贈与取引に基づく贈与剰余金
- ③資本修正取引に基づく資本修正剰余金

に分類される。このうち、払込剰余金は、株主による資本の払込に限定されるので、この場合には当てはまらない。同様に資本修正取引でもないので資本修正剰余金も除外される。とすれば、利用者の資本拠出と解釈する場合に、該当するのは、贈与剰余金の場合のみである。それでは、加入金が贈与剰余金に当てはまるであろうか。贈与剰余金とは、贈与者の意図によって維持すべき元本たる資本としての性質を備えているものが贈与剰余金としての資格を備えているのである。それゆえ、贈与剰余金たるには、贈与者の意図が問題とされなければならない。加入金の場合、その支払者たる新規需要者は当該公営企業体に対して、維持すべき元本たる資本の贈与の意思が存在しているのであろうか。その答えは否定的であろう。例えば、住宅を新築し、水道の申込みをして初めて加入金の存在を知るのが実状であろう。そして、その加入金に対して、その支払いが資本贈与を構成すると意識してそれを行なうと理解するのは無理なことであろう。新たに水道サービスを受ける場合の、契約金などの類と考えられているのが実際だと思われる。それは、新しく電話を取り付ける際に、NTTに支払う契約料、施設設置負担金などと同じように考えられているのではないかと考えるのが自然である。

以上みてきたように、加入金が利用者の拠出資本であると解釈するのには無理があると思われる。

次いで、資本的支出への充当という使途を根拠にした加入金の資本剰余金説に移ることとしよう。ここにおいては、加入金収入が資本的支出に充当されたがゆえに、それが資本剰余金とされる訳であるが、それは、醍醐教授が指摘されるように、予算決算上での収入科目と会計決算上での科目が混同されていると言わざるを得ないであろう<sup>(15)</sup>。すなわち、一方は、予算決算という資金ベースの計算体系であり、他方は、企業会計上の損益計算ベースの計算体系である。現行の公営企業会計においては、両者は必ずしも有機的関連を保持していないのが実状である。このように、それぞれ別の計算体系どうしの科目であり、それを直接結びつけることは誤りであると言えるであろう。

続けてこの資本的支出への充当という使途を根拠とした資本剰余金説に関連して、第三番目の根拠、すなわち、実体資本維持論を根拠にした資本剰余金説が検討されている。この場合には、加入金で取得した有形固定資産を維持すべき資本として考え、それゆえ、加入金を維持すべき資本剰余

金と理解するのである。そしてそのような政策的見地からの根拠を次のように批判している<sup>(16)</sup>。1つは、加入金で取得した有形固定資産の減価償却費を料金に算入することは、拡張事業に起因する増分減価償却費をも料金に吸収して旧需要者にも負担させることを意味するので、新旧需要者間の負担の公平化という面でも、料金高額化の抑制という面でも加入金の目的にそわなくなるということ、第2に、新規需要者の負担という点から、新規需要者は、加入金と料金との二重の負担を負うことになるとしてその不合理を主張している。この実体資本維持説に関しては、どのように考えればよいであろうか。

ところで、地方公営企業会計において果たされる会計の機能は何であろうか。そこにおいて測定されるものは何を表わしているのであろうか。それを端的に実体資本維持の達成度を表すものとして考えることができるであろう<sup>(17)</sup>。すなわち、「料金は『公正妥当なものでなければならず、且つ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない』もの」であり、その「料金原価に含まれる範囲は『経営に要する費用及び企業としての実体資本を維持するための適正な資本報酬』とすべき」ことが地方公営企業法において規定されている。つまり、地方公営企業における収益すなわち料金は、その計算のうちに実体資本維持概念を含んでいる訳である。とすれば、加入金収入をもって実体資本維持をその理由として、資本剰余金とする根拠には直接的には結びつかないように思われる。また醍醐教授が指摘されているように、負担の公平化、料金高額化の抑制という点、また、新規需要者の二重負担という点から加入金にみあう資産原価部分の減価償却費を料金原価から控除すべきであるという主張<sup>(18)</sup>にもにわかには賛同しがたいのである。なぜならば、地方公営企業会計においては、実体資本維持概念が措定され、そのような計算構造を有しているからである。それゆえ、地方公営企業法施行規則第8条第4項において、「資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭又は物件（中略）をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（中略）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、（中略）各事業年度の減価償却費を算出することができる」と規定しているが、この規定は公営企業会計の立場からすれば理解に苦しまざるをえないものである。すなわち、このような一種の圧縮記帳のような処理を行なった場合には、当該有形固定資産の償却不足を招かざるをえないこととなる。独立採算制が地方公営企業に採用されている以上、その経営は料金収入で賄うのが原則であり、その料金算定の基礎となる有形固定資産価額が切り下げられた状態では設備の更新がスムーズに行なわれなくなる可能性が大きいと言わざるをえないであろう。

## （2）加入金＝（前受）収益説の検討

以上みてきたように、加入金を資本剰余金として捉えることは、無理なようである。とするならば、それを収益と捉えることができるであろうか。

加入金は今まで述べてきたように、その徴収目的として大きく2つのものが存在している。1つは新旧需要者間の負担の公平化であり、2つめは料金高額化の抑制である。これらの点は醍醐教授の調査によても明らかにされている<sup>(19)</sup>。そして、加入金を収益的収入としている自治体も多く存在している。また、各自治体の水道事業管理者も加入金を料金の変形として認識しているようであ

る。つまり、加入金を料金と補完的に捉えているといえよう。この認識には、加入金が導入されてきた時代背景もあるであろう。すなわち、経済の高度成長期において水道需要が増大したにもかかわらず、施設強化のための財源調達が困難な時に加入金制度が普及していく訳である。水道料金の値上げが行なえないなか、料金収入の不足分を補うかたちで加入金が普及したと考えられる。それゆえ、料金の変形という認識が定着してきたのであろう。

さて、加入金が収益であるとしても、その収入を期間損益計算にどのように反映させるかの問題について、醍醐教授は前受収益であるとの主張をされている。すなわち、加入金を原価の流れと関連づけてみると、それは、対象資産の耐用年数にわたって料金をつうじて徐々に回収されるところの増分資本費を一時金として前受したものとして前受収益説を提唱されているのである<sup>(20)</sup>。確かに理論的に妥当であり費用収益の対応から見てもそのように処理するのが正しいであろう。しかし、加入金を前受収益として処理し、以降毎年、数十年間にわたって漸次取り崩して収益に振り替えるのは実際的ではないように思われる。多少の増減はあったとしても、毎年加入金収入が見込まれる以上、加入金を徴収年度に全額計上する方法が実状に則した処理法と思われる。

## 5. おわりに

現在各地方自治体の水道事業会計において加入金は2通りの処理方法が存在している。それを資本的収入として捉え、資本剰余金として処理する方法と、収益的収入として捉え収益として処理する方法である。

資本剰余金として処理するには、現行の加入金徴収に関して、新規需要者=加入金支払者の資本贈与としての意思が存在しないこと、また、公営企業会計の計算構造に関連して、直ちに資本剰余金には結びつかないことが確認された。それに付随して、公営企業会計における計算体系が必ずしも有機的に結び付けられていないことが確認された。今後は、予算決算上の収益的収支と資本的収支が、さらには損益計算上の損益計算とが有機的に結び付けられるような計算体系を作り出すことが必要と思われる。

また加入金は収益として計上されるべきであるが、その計上にあたっては、実際上の観点から前受収益とはせずに、当該徴収年度の収益として全額計上する処理法が妥当と思われる。

（あいだ・ふじお 産業情報学科）

## 注

- (1) 寺尾晃洋 1981『日本の水道事業』東洋経済新報社180頁。
- (2) 醍醐 聰 1981『公企業会計の研究』国元書房161-184頁。
- (3) なお、この地方自治体の場合、加入金は給水申込納付金の名称で資本的収入に計上されている。
- (4) 醍醐 聰『前掲書』165頁。
- (5) 寺尾晃洋『前掲書』168頁。

- (6) 日本水道協会事務常設調査委員会 1979「加入金算定基準」『水道協会雑誌』532号, 63頁。
- (7) 小松秀雄 1991『水道財政と料金〔第6版〕』日本水道新聞社 84-85頁。
- (8) 寺尾晃洋『前掲書』188頁。
- (9) 日本水道協会事務常設調査委員会『前掲誌』64頁。以下加入金の算定事例は、同委員会の数値例による。
- (10) 調査委員会の算定基準によれば、そのように計算されるのであろうが、実際は、種々の見積もりの困難性や、当該企業体の財政状況、さらには近隣自治体の料金水準などを勘案して算定される例も多いようである。それゆえ、確固たる算定基礎が存在するとは限らないようである。
- (11) 日本水道協会事務常設調査委員会『前掲誌』64頁。
- (12) 醍醐 聰『前掲書』170頁。
- (13) 『同上書』170頁以下。
- (14) 『同上書』170-171頁。
- (15) 『同上書』171-172頁。
- (16) 『同上書』172-173頁。
- (17) 瓦田太賀四 1989「地方公営企業会計の報告目的」『公会計の基本問題』森山書店 237頁。
- (18) 醍醐 聰『前掲書』179-180頁。
- (19) 『同上書』166-169頁。
- (20) 『同上書』174頁。

## Accounting aspects of water supply subscription fee

Fujio Aida

In this article, we have examined accounting methods of a water supply subscription fee. Then, we have found out that the subscription fee can not be dealt with as capital surplus, because an intention of a payer doesn't exist there. We have also found out that it can not be considered to be capital surplus from the point of calculation structure of a public enterprise accounting. It is a practical method to deal with the total amount of the fee as a revenue of a concerned year, not as a deferred revenue.

**Key words:** capital surplus, public enterprise accounting, deferred revenue